

## 研究費の不正使用に関する取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、山陽学園大学・山陽学園短期大学（以下本学という。）における研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、研究費が不正に使用されることのない環境を整備することを目的とするとともに、研究費の不正使用が生じた場合に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における研究費とは、本学から配分される研究費及びそれ以外の団体又は個人から配分される研究費をいう。

### (研究費の不正使用の防止)

第3条 最高管理責任者は、本学教職員が山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、適切な措置をとらなければならない。

### (不正防止計画推進室)

第4条 不正防止計画を推進するために、不正防止計画推進室を設置する。

2 不正防止計画推進室の構成員は、次の者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 大学・短大事務局長
- (4) 不正防止計画推進室長が指名する者 若干名

3 不正防止計画推進室長は、統括管理責任者が就任する。

### (不正防止計画の策定及び実施)

第5条 不正防止計画推進室は、不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画推進室は、不正防止計画の内容及び実施状況を最高管理責任者に適宜報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止計画の内容及び実施状況を適宜公表するものとする。

### (監査室)

第6条 研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の下に監査室を置く。

2 監査室は、不正防止計画推進室と連携し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

3 監査室は、研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

### (窓口)

第7条 研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための総合窓口（以下窓口という。）を設置する。

### (研究費の不正使用に係る告発)

第8条 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メー

ル、面談等の方法により、窓口を通じ、告発することができる。

- 2 前項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第9条 最高管理責任者は、窓口への告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究費の不正使用が疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を統括管理責任者に指示することができる。

(警告等)

第10条 統括管理責任者は、研究費の不正使用が行われようとしているか、又は、研究費の不正な使用が求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(調査)

第11条 統括管理責任者が研究費の不正使用の可能性を認めた場合、調査委員会を設置し、相当の期間内に調査を開始しなければならない。

- 2 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。
- 3 調査委員は、その都度統括管理責任者が指名した者で構成する。ただし、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。
- 4 前項に規定する第三者の調査委員は、配分機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 5 調査委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 調査委員会は、調査の実施に当たって、関係者の事情聴取等に基づき、研究費の不正使用の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。
- 7 調査委員会は、関係者の同意を得て、研究費の不正使用に関する文書等（被告発者が研究費の執行を行う上で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。
- 8 調査委員会は、調査結果を最高責任者に報告するとともに、山陽学園大学・山陽学園短期大学経営会議（以下「経営会議」という。）に調査内容の報告をしなければならない。

(審理及び裁定)

第12条 経営会議は、前条の本調査の調査結果をもとに研究費の不正使用の有無及び程度について審理し、裁定を行う。

- 2 経営会議は、裁定に当たっては、被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 最高責任者は、処分案が学校法人山陽学園勤務規則の懲戒対象となる場合には、法人事務局長にそれを付託するものとする。
- 4 最高責任者は、前項の決定を理事長に申出る。

(不服申立て)

第13条 告発者及び被告発者は、前条の裁定結果に不服がある場合は、理事長に対して不服を申立てることができる。

2 前項の不服申立ての審査については、学校法人山陽学園勤務規則による。

(補佐人の同席)

第14条 調査委員会は、第10条及び第11条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果の公表及び配分機関への報告等)

第15条 最高責任者は、研究費の不正使用が確認され、かつ、告発等への対応がすべて終了した場合、関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

2 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、最高責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。

ただし、告発者又は被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

3 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

4 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係る他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告者を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

5 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

6 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

7 配分機関の求めがあったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかる資料の提出または閲覧、現地調査に応じるものとする。

(被告発者の保護)

第16条 統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、経営会議の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第17条 研究費の不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 本学の教職員は、研究費の不正使用に係る告発を行ったこと又は告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 統括管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 研究費の不正使用に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第20条 統括管理責任者は、研究費の不正使用に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下、不正目的の告発という。）を行った者について、経営会議の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 最高責任者及び統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合であっても、直ちにそのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成20年9月24日から施行する。

附 則 この改正は、平成27年9月15日から施行する。